平成２６年（フ）第１４０１号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡５丁目６番17号
債務者　印牧　和子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６６１号
神奈川県大和市大和東２丁目６番９号　ソリッドリファイン大和103号
債務者　神保　周平
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６６２号
横浜市旭区二俣川２丁目14番地124　ＲＡＲＡ二俣川Ｎｏ．１　201号室
債務者　明松　正浩
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６６３号
横浜市戸塚区舞岡町3579番地　坂田荘102号室
債務者　犬山　　覚
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５号
岩手県下閉伊郡岩泉町安家字高須賀111番地、旧住所神奈川県横浜市港北区菊名６丁目28番10号　チャームフラット101号
債務者　上夏井泰成
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月８日午前10時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第３７５号
静岡県浜松市中区葵西４丁目21番15号　コーポみやざきＢ―102
債務者　高橋津貴子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４２７号
岡山市北区富田503番地２森本コーポ２　１Ｆ中
債務者　宮里　千春
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１６号
長崎県佐世保市京坪町９番16号　竹内第２ビル202号、前住所長崎県佐世保市戸尾町７番18号
債務者　中垣　吉徳
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
長崎県佐世保市潮見町８番29―1608号、前住所長崎県佐世保市天神４丁目10番16号
債務者　安藤　晴人
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
長崎県佐世保市木宮町４番28号　第１木宮ハイツ102、前住所大阪府枚方市堂山３丁目１番20―12号
債務者　杉山　勝典
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第３６４号
静岡県浜松市北区三方原町947番地の７
債務者　田代　久子
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
沖縄県うるま市字赤道541番地１　宮里アパート206
債務者　西本　康秀
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１５９号
沖縄県沖縄市泡瀬１丁目10番４号　コーポM502号
債務者　仲松　　繁
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第４６４号
静岡県藤枝市末広１丁目４番地の１
債務者　横田　博史
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月26日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第１９４号
兵庫県宝塚市宝松苑13番56―405号
破産者　田村　義雄（旧姓三浦）
1　主文　当裁判所が平成26年８月29日午後５時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「三浦　義雄」とあるのを「田村　義雄（旧姓三浦）」と更正する。
2　決定年月日　平成26年10月20日
神戸地方裁判所伊丹支部